最終更新日：2026年11月27日
霞ヶ関キャピタル株式会社
代表取締役社長CEO　河本　幸士郎
問合せ先：取締役副社長CFO　廣瀬　一成　（Tel:03-5510-7651）
証券コード：3498
https://kasumigaseki.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「その課題を、価値へ。」という経営理念のもと、企業が永続的に発展するためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものであると考えております。
このため、株主をはじめ、取引先、従業員、地域社会といった各ステークホルダーから当社に対して継続的な信頼を得ることが重要であると認識しており、当該認識のもと、当社全体の内部統制整備・運用を徹底することにより、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

コーポレートガバナンス・コード（2021年6月版）に基づき記載しています。

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則について、全て実施しております。

【補充原則２－４①】
当社では、当社の人事制度に基づき、能力、適性、実績等を総合的に考慮して管理職への登用等を行い、性別や国籍による区別を設けないことにより、多様性の確保に努めております。9割以上が中途採用者であり、管理職登用も数多くの実績がございます。
多様性の確保に向けた人材育成方針及び社内環境整備方針並びにその取組状況については、有価証券報告書及び当社ホームページにおいて開示しております。
なお、女性・外国人・中途採用者の管理職登用に関する具体的な数値目標については、今後の事業拡大に伴う急激な人員の増加を見込んでおり、変化に対応できる機動的で柔軟な組織体制の構築を進めていることから、現時点では設定しておりません。今後の事業の進展や体制の整備状況を踏まえ、適切な目標設定及び開示について検討してまいります。

【補充原則４－１③】
当社は、会社の持続的な成長には、リーダーシップを取れる代表取締役をはじめとする経営陣の存在が不可欠であり、また次世代幹部候補の育成が重要であると認識しております。今後、指名・報酬委員会等で議論し検討してまいります。

【補充原則４－２②】
当社では、サステナビリティを巡る課題への具体的な取組みについて検討し、可能な範囲で取組みに着手しております。サステナビリティを巡る取組みについての基本方針を策定するには至っておりませんが、サステナビリティに対する考え方及び取組みの進捗については、有価証券報告書や当社ホームページ等において開示しております。今後は、自社のサステナビリティを巡る取組みについての基本方針を始めとする重要事項について十分に審議した上、基本方針の策定を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コード（2021年6月版）に基づき記載しています。

【原則１－４】
当社は、投資目的以外の目的で保有する上場株式について、取引関係の構築・強化の観点から、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合に限り、戦略的かつ限定的に保有することを基本的な方針としております。政策保有株式を保有した場合は、毎期、取締役会において保有目的の見直しや保有に伴うリスク・リターンの適切性を検討し、保有の適否判断を行い、その内容を開示いたします。また、同株式の議決権行使に関する具体的な基準は設けておりませんが、議案が当社の保有方針に適合するか否かに加え、発行会社の健全な発展と企業価値の向上などの観点から、議案の精査を行い、賛否の判断を行います。

【原則１－７】
当社では、子会社を除き、関連当事者との取引は原則行わないことを基本方針としております。
関連当事者取引を実施する場合には、関連当事者等管理規程に従い、事業上の必要性と取引条件の妥当性を十分に検討した上で、取締役会で決議することとしており、また、関連当事者取引が実施された場合には、それを取締役会に報告することとしております。

【補充原則２－４①】
【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

【原則２－６】
当社は、企業年金制度を設けておらず、現時点では企業年金制度の設立を予定しておりません。しかしながら、今後設立の検討、または設立を行う場合は、アセットオーナーとしての機能を発揮できる体制を構築してまいります。

【原則３－１】

(ⅰ)当社の経営理念及び中期経営計画を、当社ホームページにて開示しております。
(ⅱ)コーポレート･ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針はコーポレート･ガバナンス報告書、当社ホームページ、及び有価証券報告書等にて開示しております。
(ⅲ)取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続は株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート･ガバナンス報告書等に記載しております。
(ⅳ)当社は、経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名に当たっての手続きは役員規程、執行役員規程及び指名･報酬委員会規程にて定めており、取締役会は指名･報酬委員会の諮問を経て、候補者を選定し、選定された候補者の中から株主総会（執行役員は取締役会）の決議により決定するものとしております。また、選任･指名の方針については、人格、能力、経験のいずれも必要な条件を満たすものを選定し、取締役会の効能が最も効果的･効率的に発揮できる適切な員数で構成するとともに、多様性の実現により、各取締役の有する経験や見識をもって取締役会全体の機能を補完し、取締役会全体として責任が果たせるよう構成することを基本的な方針としております。
(ⅴ)取締役の選解任の理由については、株主総会招集通知にて開示いたします。

【補充原則3－1③】
当社はサステナビリティに関する取組みを当社ホームページ上に公開しておりますが、TCFDの枠組みに基づいた開示については今後検討してまいります。（URL:https://kasumigaseki.co.jp/sustainability/）
また、さらなる事業拡大を図り、変化する事業環境に柔軟に対応し、当社グループの強みとなる専門性を高め差別化を図っていくためには、多様性のある人材の確保と育成が重要と認識しており、優秀で専門性の高い人材にとって魅力ある会社であるために、パフォーマンスに対する公正な評価及びフォローアップ体制と、教育体制の充実に引き続き取り組んでおります。

【補充原則4－1①】
取締役会は法令及び定款に定められた事項及び取締役会規程に基づき、重要事項の意思決定を行っております。また取締役会決議事項以外の審議及び決定については、職務権限規程、業務分掌規程を定め、代表取締役社長をはじめとする経営陣に委任しております。

【原則4－9】
当社は、会社法の要件のほか、東京証券取引所が定める独立基準によって、独立役員となる社外取締役を選任しております。

【補充原則4－10①】
任意の指名･報酬委員会を設置しており、委員会の過半数が独立社外取締役となっております。

【補充原則4－11①】
各取締役のスキル･マトリックスは株主総会招集通知に記載しております。
なお、取締役の選任の方針については【原則3－1(ⅳ)】に記載のとおりであり、それを基に多様性を確保するよう努めます。

【補充原則4－11②】
株主総会の招集通知及び有価証券報告書に重要な兼職等を記載しております。

【補充原則4－11③】
当社は、毎年、取締役会の実効性について分析･評価を行い、取締役会の更なる機能向上に継続的に取組んでおります。なお、取締役会の実効性評価の概要及び結果は以下のとおりです。
⑴ 評価方法
全取締役に対して、取締役会の実効性に関するアンケートを行い、その内容についての指名･報酬委員会への諮問･答申を経たうえで、取締役会にて分析･評価いたしました。
⑵ 評価結果と今後の対応
取締役会の実効性が適切に確保されていることを確認いたしました。
今後も、取締役会資料の早期提供や審議の更なる充実等に継続して取り組み、取締役会の実効性をより一層高めてまいります。

【補充原則4－14②】
当社では、役員による監督機能が十分発揮されるよう、新任の社外役員に対しては当社の経営戦略、事業内容及び社内体制に関する説明及び意見交換を行い、当社への理解を深められるようにするほか、新任の役員には、役員の責務や会社法･金融商品取引法等の制度に関する説明を実施しております。また、役員の能力向上や自己啓発等を目的とした外部セミナー等への参加については、各役員において日常より積極的に外部セミナー等へ参加しており、その費用は会社が負担することとしております。

【原則5－1】
当社は広報･IR部をIRの主たる担当部署としており、株主･投資家との対話を行っております。また、年に2回以上、機関投資家･アナリスト向けの決算説明会を開催するとともに、逐次個別面談等を実施しております。当社は、株主や投資家との建設的な対話を促進するためには適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しております。その認識を実践するため、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)を積極的に開示する等、経営戦略や経営状況について、当社ホームページを通じ、積極的に情報開示を行っております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容 更新	取組みの開示（初回）
英文開示の有無 更新	有り

該当項目に関する説明 更新

当社は、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について重要な経営課題であると認識しており、現中期経営計画の最終年度である2029年8月期において、ROE水準を25%を下限とし、30%を目標とする財務目標を設定いたしました。この達成に向けて、各種施策を実行してまいります。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小川　潤之	4,250,160	17.30
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,175,328	8.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,843,100	7.50
河本　幸士郎	1,372,800	5.59
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	700,196	2.85
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	584,700	2.38
BROWN BROTHERS HARRIMAN (LUXEMBOURG) SCA CUSTODIAN FOR ARCUS FUND SICAV - ARCUS JAPAN FUND	449,300	1.83
野村證券株式会社	355,211	1.45
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	319,704	1.30
金森　勉	260,000	1.06

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は2026年8月31日現在の状況です。
当社取締役小川潤之の所有持株数には、2024年10月に実行した当社資金調達に伴う株券等貸借に関する契約に基づき貸し付けた68万株、同役員の資産管理会社である合同会社BANKCYの60万株を含めて記載しております。
当社代表取締役河本幸士郎の所有持株数には、2024年10月に実行した当社資金調達に伴う株券等貸借に関する契約に基づき貸し付けた72万株を含めて記載しております。
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー及びその共同保有者、野村證券株式会社及びその共同保有者、グランサム、マヨ、ヴァンオッテルロー アンド カンパニー エルエルシー並びにみずほ証券株式会社及びその共同保有者から大量保有報告書(変更報告書)が提出されておりますが、当社として2026年8月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、当該報告書に記載された保有株式数は上記大株主の状況に反映しておりません。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	8 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	50社以上100社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	21 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	18 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	9 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	6 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
早川　尚吾	他の会社の出身者								○			
浜西　泰人	他の会社の出身者								△			
宗次　涼子	他の会社の出身者											
佐々木　敏夫	他の会社の出身者											
纐纈　良二	他の会社の出身者								△			
福原　あゆみ	弁護士											
宗像　雄一郎	公認会計士											
小林　雅之	他の会社の出身者											
田尻　佳菜子	弁護士								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
早川　尚吾			早川尚吾氏と当社は、AI・IT分野における事業支援（情報提供・助言・監督など）に関する業務委託契約を締結しておりましたが、2025年8月に解消しております。また、同氏が代表取締役を務める株式会社CoeFontは当社の取引先ですが、その取引規模は僅少であります。	人の声をフォント化するAIプラットフォーム「CoeFont」を展開する株式会社Yellston（現株式会社CoeFont）を大学在学中に起業し、2023年にはForbes Japan 30 Under 30で選出される等、革新的な経営者として高く評価されております。かかる経験者としての先駆的なビジネスの知見及びAI・テクノロジー分野における幅広い見識に基づき、社外取締役として、当社の事業拡大及び経営全般について適切な助言をいただけるものと期待し、社外取締役に選任しております。
浜西　泰人		○	浜西泰人氏は、当社と取引があるみずほ証券株式会社において、副社長執行役員および理事を務めておりましたが、2022年3月に副社長執行役員を、同年6月に理事をそれぞれ退任しております。その後、同氏は2022年7月より東証プライム上場会社の社外取締役に就任し、現在に至るまで独立役員としての職責を果たしており、同氏と当社およびみずほ証券との間に人的・資本的関係は一切存在しておりません。したがって、当社は同氏が独立した立場から監督機能を適切に果たすことが可能であると判断しております。	金融機関における長年の経験および国内外における幅広い見識を有し、経営や金融分野に関する高い専門的知識と洞察力を備えております。また、上場会社の社外取締役として経営監督やコーポレート・ガバナンス強化に貢献した実績も有しております。これらの知識・経験を活かし、当社グループの経営課題に対して建設的かつ実践的な助言を行うことで、企業価値の向上および持続的成長に寄与いただけるものと期待し、社外取締役に選任しております。また、同氏は一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しました。
宗次　涼子		○	－	複数企業の代表取締役や取締役を歴任しており、経営に関する豊かな経験・見識を有しております。また女性の活躍支援、企業の女性活躍を促進する活動にも力を注いでおり、当社においてもダイバーシティ・マネジメント等に対して大きな貢献をしていただけると期待し、社外取締役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しました。
佐々木　敏夫	○	○	－	長年の金融機関での勤務で培った専門的な知識と豊富な経験とともに、会社経営の責任を担った経験も有しております。これらの経験を基に、経営から独立した客観的かつ中立的な立場から、当社が成長していく過程での組織構築や当社の適切な組織運営等の企業経営分野に係わる専門的見地からの助言・提言をいただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけることを期待し、社外取締役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しました。
纐纈　良二	○	○	纐纈良二氏が過去において執行役員及び業務顧問を務めていた三菱UFJ信託銀行株式会社は当社の取引先ですが、同社との取引は不動産の信託受益権の設定に伴う定型的なものであり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	長年にわたる金融機関での経験や海外勤務による幅広い知見を有しており、監査役としての業務経験も豊富であります。これらの知識と経験を基に、経営から独立した客観的かつ中立的な立場から、専門的見地に基づき当社の経営を適正に監査・分析し、その改善に寄与していただけることを期待し、社外取締役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しました。
福原　あゆみ	○		－	法務省・検察庁での経験をバックグラウンドに、企業の危機管理・争訟を主たる業務分野として、危機管理に係わる専門的な知識と豊富な経験を有しております。これらの知識と経験を基に、経営から独立した客観的かつ中立的な立場から、監査・監督の観点はもとより多様性も含めた有意義な助言・提言をいただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけることを期待し、社外取締役に選任しております。

宗像　雄一郎	○	○	―	公認会計士としての監査経験を通じ、財務及び会計に関する高度な知識と豊富な経験を有しております。これらの知識と経験を基に、経営から独立した客観的かつ中立的な立場から、議案審議等への助言・提言をいただけることによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけることを期待し、社外取締役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しました。
小林　雅之	○	○	―	財務に関する豊富な経験とコンプライアンスに関する幅広い見識を有しております。これらの知識と経験を基に、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると期待し、社外取締役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しました。
田尻　佳菜子	○		田尻佳菜子氏がパートナーを務める森・濱田松本法律事務所外国法共同事業と当社は、法律顧問契約を締結しております。	長年にわたり弁護士として培われた豊富な経験と幅広い知識に基づく専門的な見識は、経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督・助言に十分資するものと考えております。これらの知見を活かし、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと期待し、社外取締役に選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	6	2	0	6	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会を補助する部門として、監査等委員会事務局を設置しております。人員は他の部門と兼任しておりますが、当該使用人は、監査等委員会からの命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの指揮命令を受けないこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である社外取締役とは定期的に意見交換を行い、また、監査等委員会と内部監査室及び会計監査人は、定期的に又は必要に応じて、監査業務等について意見交換を行い相互の連携を図ります。さらに、内部統制を行う部門には監督・監査を行う立場から業務に対する助言・指導等を行い、かつ、必要に応じ意見交換を行います。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社の指名・報酬委員会は、取締役会が選定した5名の取締役（うち独立社外取締役3名）で構成され、取締役の選任・解任、代表取締役の選定・解職及び取締役の報酬等に関する事項等について審議し、取締役会に対して助言・提言を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、ストック・オプション制度を導入しているほか、譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績の向上へのモチベーションを高めるとともに、当社の企業価値の向上に資することを目的として、当社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプション制度を導入し、新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上の者は、有価証券報告書において個別開示を行っています。有価証券報告書は、当社のホームページにも掲載し、公衆の縦覧に供しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2026年11月26日開催の取締役会において、公正かつ透明性の高いプロセスの確保を目的として、以下のとおり、「役員報酬の決定に関する基本方針」の改定を決議しております。
概要は以下のとおりです。

1．役員報酬は、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)別の体系とする。
2．役員報酬は、役割・責務等に応じた月毎に支給する定額の金銭報酬(固定報酬)とし、体系別に定める。
3．取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬(事前交付型)、ストック・オプション及び社宅とする。

(固定報酬)
取締役(監査等委員である取締役を除く。)の固定報酬は、株主総会において承認された年額2,000百万円以内(うち社外取締役は100百万円以内)で、会社の業績や経済情勢、及び個々の職責、経歴、実績等を総合的に勘案し、取締役会の決議を経て決定する。
(株式報酬)
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の株式報酬は、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として導入し、固定報酬枠とは別枠で、会社の業績や経済情勢、及び個々の職責、経歴、実績等を総合的に勘案し、取締役会の決議を経て決定する。
(社宅)
当社の成長に必要な人材を確保し当該人材の能力を十分に発揮するための住環境を付与すること及び大規模災害等の緊急時に迅速な対応ができるよう住環境を用意することが、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の円滑な業務執行に繋がると考え、当該取締役が職務執行上必要な場合に社宅を提供するものとし、当社が社宅として借り上げる総賃借料と、当社が社宅料として当該取締役より徴収する総額との差額について、株主総会で承認された年額100百万円以内で、取締役会の決議を経て決定する。

4．金銭報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の種類別の報酬割合については、固定報酬を基本報酬とし、業績向上及び当社の企

業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与える必要があると取締役会で判断した場合に、年額500百万円以内で譲渡制限付株式報酬額及び年額1,000百万円以内でストック・オプション報酬額の決定を取締役会で行う。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートは、経営管理部が行っております。
取締役会の資料は、経営管理部より事前配布し、社外取締役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて電子メールや電話にて事前説明を実施することで情報連携を充実させております。
また、監査等委員会において、内部監査及び会計監査人監査の情報を共有し、常勤監査等委員との緊密な連携のもと、監査に必要な情報について報告を行うなど、監査等委員である社外取締役の職務遂行をサポートする環境を整備しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1．取締役会
当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名（うち社外取締役3名）及び監査等委員である取締役6名（うち社外取締役6名）により構成されております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。経営に関する重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況を多面的に監督・監視し当社の経営の効率性及び透明性を確保できるよう努めております。

2．監査等委員会
当社の監査等委員会は、常勤監査等委員である取締役2名及び非常勤の監査等委員である取締役4名の計6名（6名とも社外取締役）で構成されております。監査等委員は「監査等委員会規程」及び監査計画に基づき取締役会に出席するほか、常勤監査等委員は、その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役及び各部門にヒアリングを行い、経営に対して適正な監視を行うこととしております。さらに、監査等委員会は内部監査担当者及び会計監査人との連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

3．指名・報酬委員会
当社の指名・報酬委員会は、取締役会が選定した5名の取締役（うち独立社外取締役3名）で構成され、取締役の選任・解任、代表取締役の選定・解職及び取締役の報酬等に関する事項等について審議し、取締役会に対して助言・提言を行っております。

4．経営会議
当社では、原則毎月1回、常勤の取締役を構成員とする経営会議を開催しております。経営会議では、経営や事業運営に係る重要な討議、決裁、意思決定及び各部門の業務執行報告を行っており、出席者が情報を共有し、十分な議論を行っております。

5．内部監査
内部監査については、独立した組織として内部監査室を設けており、代表取締役社長により選任された内部監査室長が内部監査年間計画書に基づき内部監査を実施し、その監査結果については、代表取締役、監査等委員会及びリスクマネジメント・コンプライアンス委員会並びに関係部署に報告されており、また、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の実施報告を取締役会へ行うことを通じて、取締役会にも共有されています。
代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査等委員会、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

6．会計監査人
会計監査人に必要とされる専門性、独立性、適切性及び監査品質を具備し、当社の事業規模に適した効率的かつ効果的な監査業務を実施しているとともに、当社の事業活動に対する理解に基づき監査する体制を有していることから適任と判断して、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

7．責任限定契約の内容の概要
当社は、社外取締役早川尚吾氏、社外取締役浜西泰人氏、社外取締役宗次涼子氏、社外取締役纐纈良二氏、社外取締役福原あゆみ氏、社外取締役宗像雄一郎氏、社外取締役小林雅之氏及び社外取締役田尻佳菜子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限（開催日の2週間前）より早期に発送しております。 2026年の招集通知発送日は11月9日、株主総会開催日は11月26日です。
集中日を回避した株主総会の設定	決算期が毎年8月末であり、株主総会の集中日を回避した開催日の設定が可能となっております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法（インターネット）により議決権を行使できることとしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	英文の招集通知を作成し、和文と併せて東京証券取引所に提出するとともに、当社ホームページに掲載しております。
その他	当社のホームページのIRサイトにて株主総会の招集通知や決議通知等を掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社の経営戦略や財務状況等に関する情報を「正確」「公平」かつ「適時」に提供し、その内容を的確に理解していただけるようディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページにて掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び期末決算発表後に、アナリスト及び機関投資家向け説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、半期報告書、適時開示資料、各種説明会資料などを当社ホームページのIRサイトに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社は、広報・IR部に専任担当者を設置し、「正確」「公平」「適時」に当社の経営戦略や財務状況等に関する情報を提供しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、法令遵守、労働安全衛生、社会貢献、環境保全活動のみならず、すべてのステークホルダーを視野に入れ、経済社会の発展、社会的課題に取り組むことが、社会的責任の追及であると位置づけます。社会的責任を果たすために経営者及び社員が自主的に実践していく行動として、「役員倫理規程」及び「役員規程」等において、高い企業倫理の保持、違反行為の禁止等について規定し、役職員へ周知徹底することでステークホルダーの皆様より厚い信頼を得るように努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社法、金融商品取引法、その他法令等を遵守し、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーに対し、公平かつ適時適切な情報の開示に努める所存であります。

その他	当社の経営にあたっては、株主、顧客、取引先、従業員等の利害関係者の立場を十分に尊重することは勿論ですが、不動産コンサルティング事業における物流施設開発、ホテル開発やヘルスケア施設開発等への取組みにより、人々が平等に、安心して住み続けられる街づくりに努めることで、各利害関係者の利益につながるものと考えております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、次のとおり定めております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
a.「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定するとともに、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進および維持向上を図る。
b.取締役及び使用人は、コンプライアンスの重要性を深く認識するともに、会社に対する社会からの期待に適う、公平かつ公正な業務遂行に努める。
c.取締役及び使用人は、コンプライアンスに違反する行為やコンプライアンスに違反する事態を招く恐れを認識した場合には、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会へ速やかに通報する。
d.コンプライアンスに関する相談又は不正行為等については、匿名で相談・申告できる内部通報制度を設けることにより、実行性を高める。
e.法令順守体制の監視および業務執行の適切性の確保を目的として、代表取締役直轄で内部監査担当を指名し、「内部監査規程」に基づいて内部監査を実施する。
f.財務報告に係る信頼性の確保を目的として、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用等を行う体制を整備する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存管理に関する体制
a.取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
b.取締役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a.経営活動上のリスクとして、市場関連リスク・信用リスク・品質リスク・コンプライアンスリスク等を認識し、そのリスクごとの把握と対応を行う体制をとる。
b.重大な事態が生じた場合には迅速な危機管理対策が実施できる体制をとる。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a.「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則毎月１回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、重要事項及び法定事項について適宜かつ適切な意思決定を行う。
b.「経営会議規程」に基づき、常勤取締役、常勤監査等委員で構成する経営会議を原則毎月１回開催し、業務執行上の重要課題について報告・審議を行う。
c.業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」その他の関連規定に基づき、役職員の職務分担、権限を明確化し、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。

5．当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
a.子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
・定期的に子会社との会議等を開催し、子会社の経営・事業活動を適切に管理・監督する。
b.子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
・子会社の信用・品質・コンプライアンス等のリスクについて、必要に応じて、子会社のリスク管理体制の整備を求める。
c.子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・子会社の取締役に対し、迅速に意思決定を行い、業務が効率的に行われることを求める。
d.子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・子会社に対して法令等遵守体制の整備を求め、その状況を点検する。

6．監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に関する指示の実効性の確保に関する事項
a.監査等委員会には、その職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置しております。
b.監査等委員会事務局は、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの指揮命令を受けないこととしております。

7．当社並びに子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
a.常勤監査等委員は、取締役会、経営会議のほか、社内の各種重要会議に出席し、取締役の職務の執行状況を確認する。
b.当社並びに子会社の取締役及び使用人は、主な業務執行について適宜適切に監査等委員会に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査等委員会に報告する。
c.当社並びに子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、定期的に、また随時監査等委員会に事業の報告を行う。
d.当社並びに子会社の取締役及び使用人に対し、監査等委員会への情報提供を理由とした不利益な処遇を、一切行わないものとする。

8．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a.監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当者と意見交換や情報交換を行い、緊密な連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求めることができる。
b.監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換や情報交換を行い、相互認識と信頼関係を確保する。
c.監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、所定の手続きのうえ会社が負担する。

9．反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の排除は、会社に課された重要な社会的責任としての取り組みであると認識し、不当要求等を受けた場合は、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針とする。また、反社会的勢力と関わりを持たないよう、「反社会的勢力排除マニュアル」を定め、役職員に周知徹底する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の排除は、会社に課された重要な社会的責任としての取り組みであると認識し、不当要求等を受けた場合は、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針としています。また、反社会的勢力と関わりを持たないよう、「反社会的勢力排除マニュアル」を定め、役職員に周知徹底しています。

Vその他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

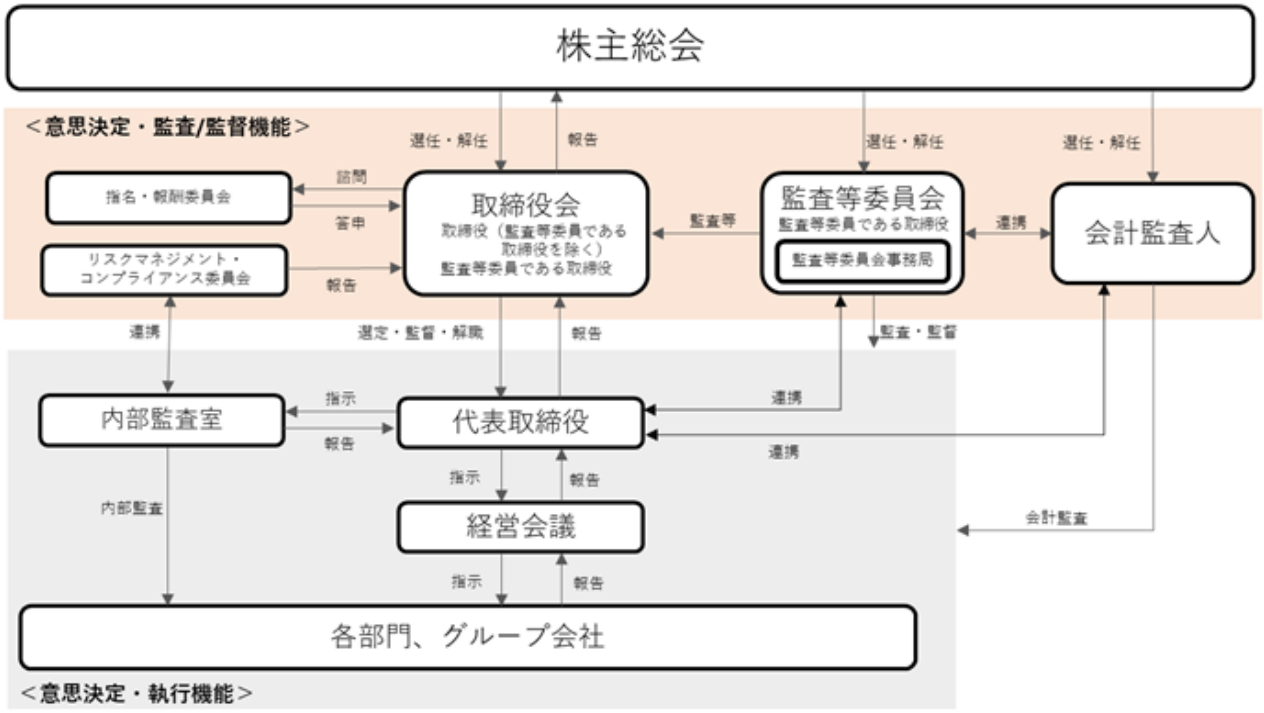

（1）決定事実に関する情報等

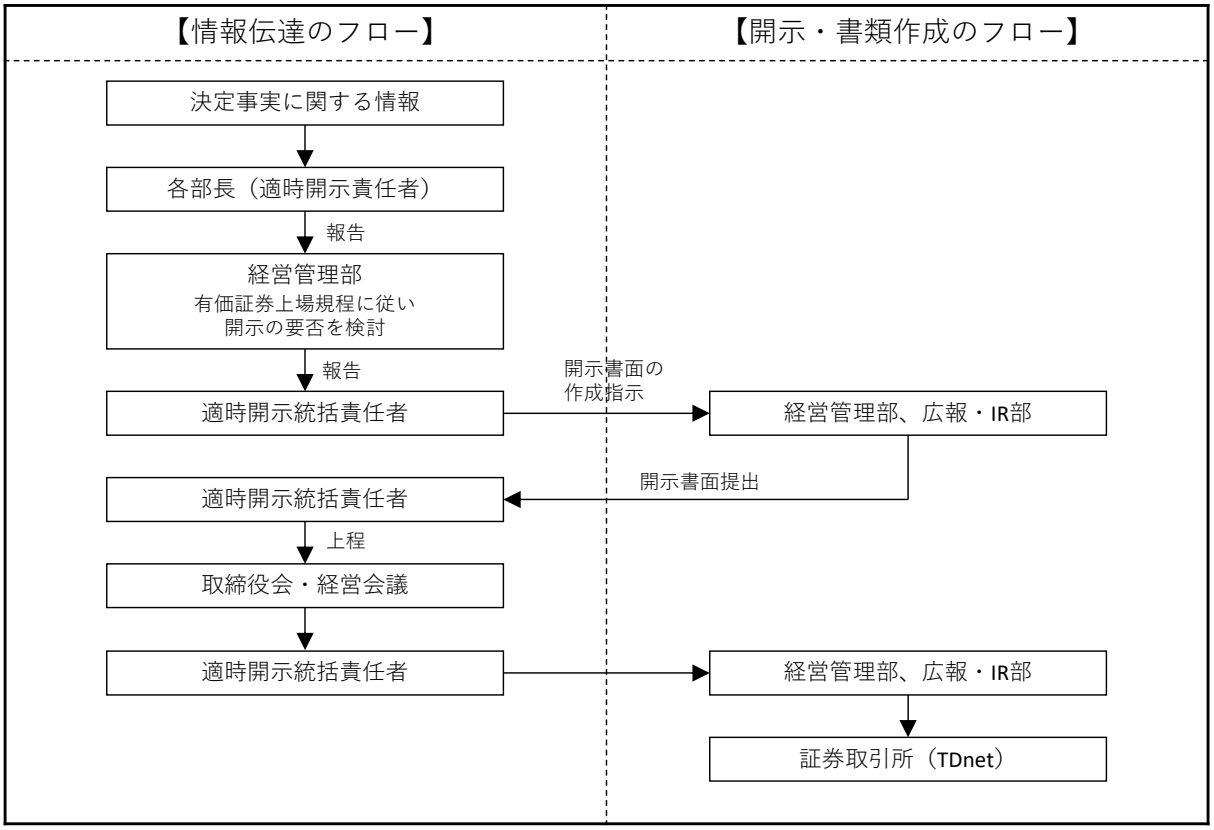

（2）発生事実に関する情報等

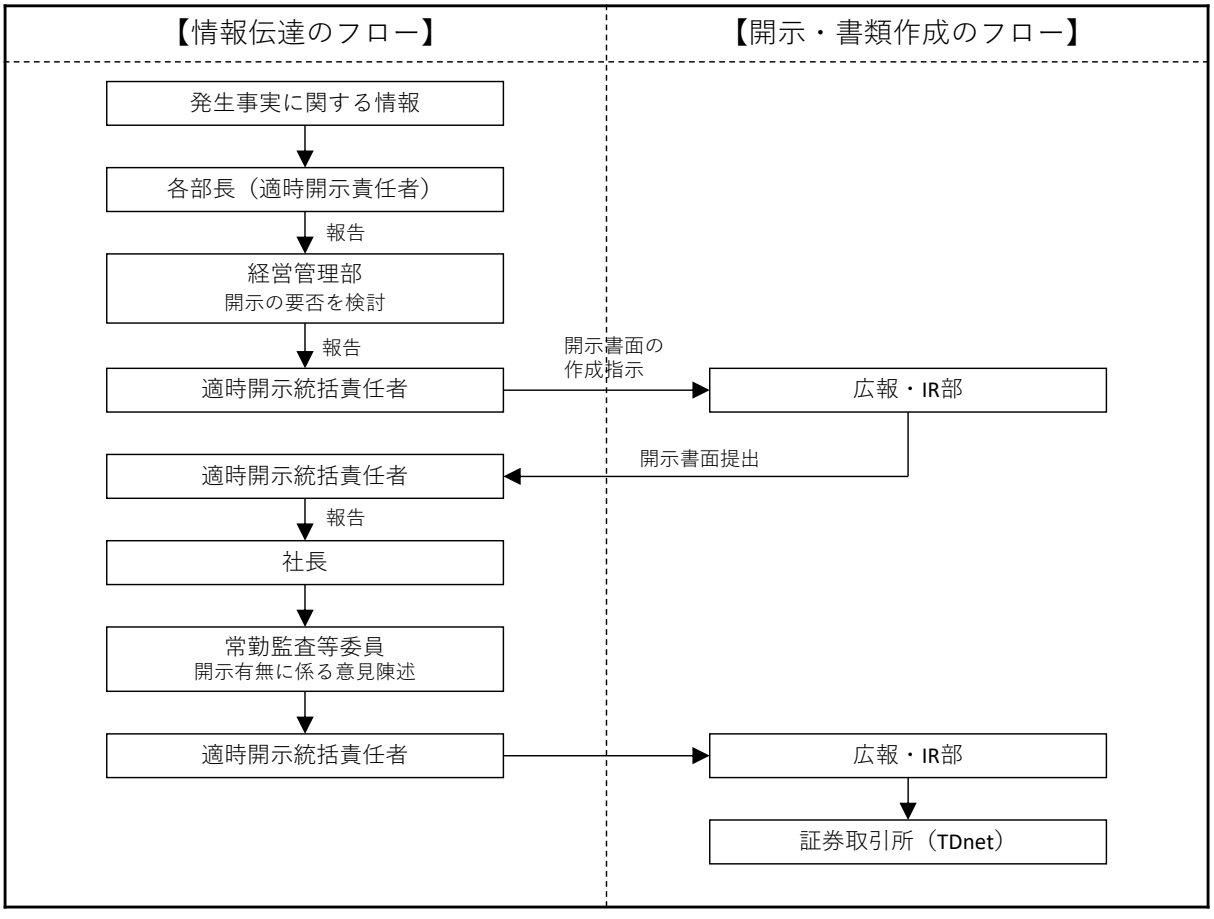

（3）決算情報に関する情報等

